

# 空き家実態調査の手引き

## はじめに

平成25年に総務省が実施した住宅・土地統計調査の速報値（平成26年7月29日公表）によると、全国の空家は約820万戸であり、全国の総住宅数に占める割合は13.5%となっています。

福岡県も、同調査によると空家が約31万7千戸存在しており、これらの空家の中には、適切な管理が行われていない結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあります。

このような中、平成27年5月に『空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年11月公布）』（以下「特措法」という。）が全面施行されました。

特措法においては、第4条で市町村の責務として、『空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。』と規定され、第8条においては、『都道府県は、当該市町村に対する情報の提供及び技術的助言、市町村相互間の連絡調整、その他必要な援助を行うよう努めること。』と規定され、それぞれの役割が明確化されています。

今後、市町村が特措法等に基づく空家等対策を行うにあたっては、個別の空家等の状況を把握するとともに、地域の実情を反映した『特定空家等』の判断基準を定めるなど様々な対応が必要となります。

福岡県では、平成27年3月19日に特措法第8条に基づく組織として、『福岡県空家等対策連絡協議会』を設立し、空家等に関する課題及び情報の共有、適正な管理と活用に関する仕組みや方策の検討などを行っております。

今般、特措法の全面施行に伴い更なる支援を図るため、『空き家実態調査の手引き』（以下「手引き」という。）を作成いたしました。

本手引きは、市町村が行う空家等に関する調査（以下「実態調査」という。）が円滑に進むことを目的として、実態調査に関する具体的な手法等について記載しております。

市町村においては、本手引きを空家等対策の促進に向けて積極的に役立ててください。

# 目 次

## 第1章 手引きの活用にあたって

- 1 実態調査の目的及び意義…………… P 2－1
- 2 手引きの概要…………… P 2－2
- 3 手引きの構成…………… P 2－2
- 4 手引きの活用にあたっての留意事項…………… P 2－2

## 第2章 実態調査の実施

- 1 実態調査の手順…………… P 2－3
- 2 実態調査における主な留意事項…………… P 2－4
- 3 実態調査のフロー…………… P 2－5
- 4 現地調査…………… P 2－7
- 5 所有者等アンケート…………… P 2－12
- 6 空家等データベースの整備…………… P 2－13

## 第3章 調査結果のまとめ方

- 1 現地調査
  - (1) 現地調査票…………… P 2－14
- 2 空家等データベースの整備
  - (1) 調査地図…………… P 2－15
  - (2) 総括表…………… P 2－16
  - (3) 個票…………… P 2－18

## 第4章 空家等データベースの整備

- 総括表…………… P 2－19

## 第5章 参考資料

- 外観目視による住宅の不良度判定の手引き（案）…………… P 2－27

# 第1章 手引きの活用にあたって

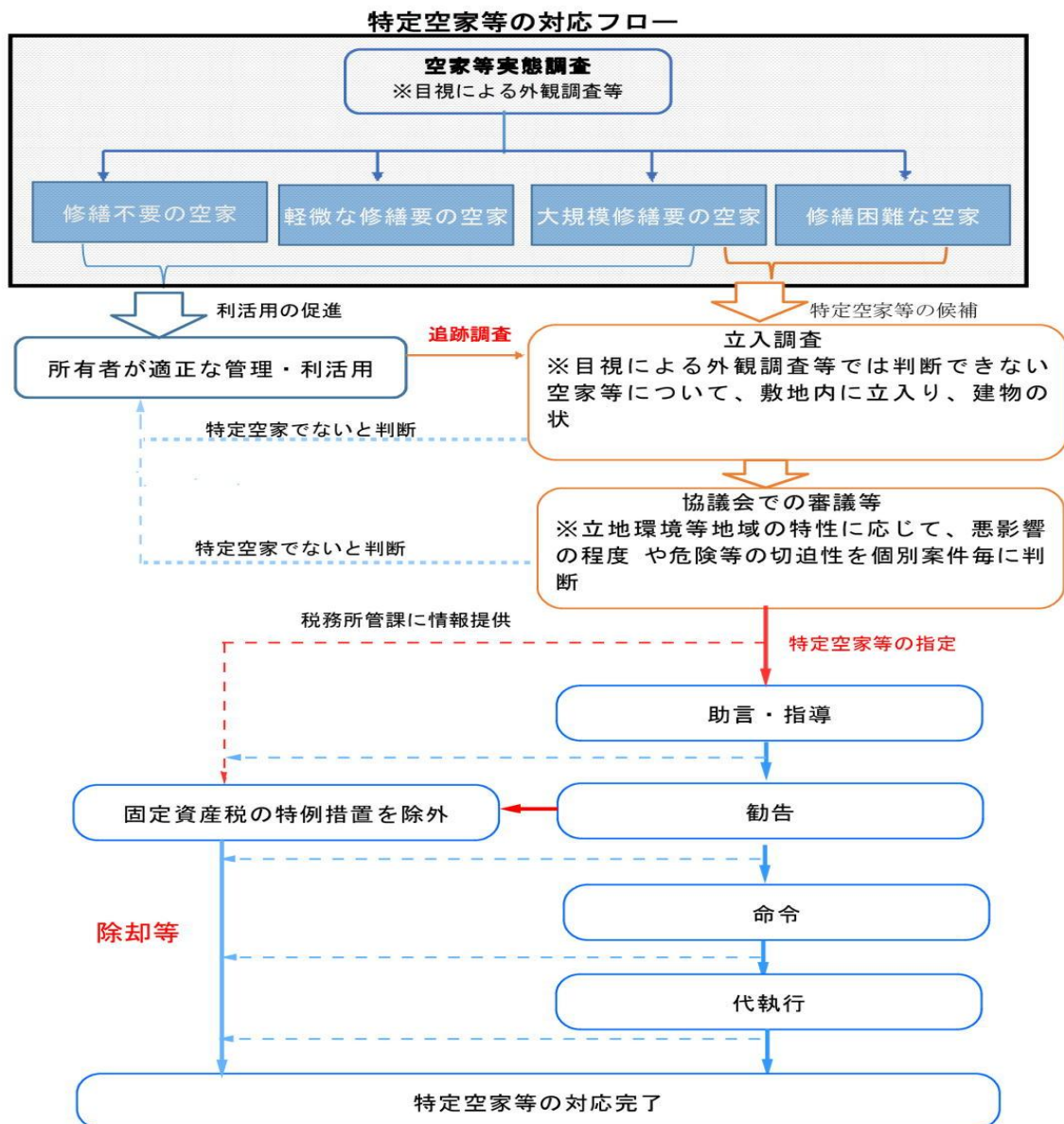
## 1 実態調査の目的及び意義

実態調査は、特措法第2条に規定されている空家等の実態を把握することを目的としており、空家等対策を行う上で基本となるものです。

空家等の実態を正確に把握することで、今後の空家等の利活用対策や特定空家等に対する改善措置の指導等が可能となります。

次に示す「特定空家等の対応フロー」の網掛け部分が、実態調査となります。

本手引きでは、外観調査による簡易判定により、空家等を4つのパターンに分類し、利活用の可能な空家等と改善措置が必要な特定空家等の候補を選定することとしております。



## 2 手引きの概要

本手引きでは、実態調査の実施に当たっての、手順、留意すべき事項、実態調査のポイントなどについて記載しています。

また、実際に実務を行う上で必要と想定される様式等を添付し、実務レベルの手引き書として作成しています。

## 3 手引きの構成

本手引きでは、第2章において、実態調査の手順を6ステップに分けて、それぞれの内容について解説しています。

手順の中で、実態調査のポイントとなる『現地調査』、『所有者等アンケート』、『空家等データベースの整備』については、別途、目的や方法などを解説しています。

第3章では、『現地調査』及び『空家等データベースの整備』の様式を例示しています。

また、空家等データベースの一要素である『総括表』を、第4章で紹介しています。

第5章では、参考資料として、平成23年12月に国土交通省住宅局住環境整備室がまとめた『外観目視による住宅の不良度判定の手引き（案）』を添付しています。

## 4 手引きの活用にあたっての留意事項

本手引きは、全ての市町村で活用ができるように、汎用的に作成しておりますので、各市町村の実情に応じて、適宜修正するなどして活用してください。

また、本手引きは、今後の実態調査の結果等を踏まえ、必要に応じて適宜修正、追加を行うこととしております。

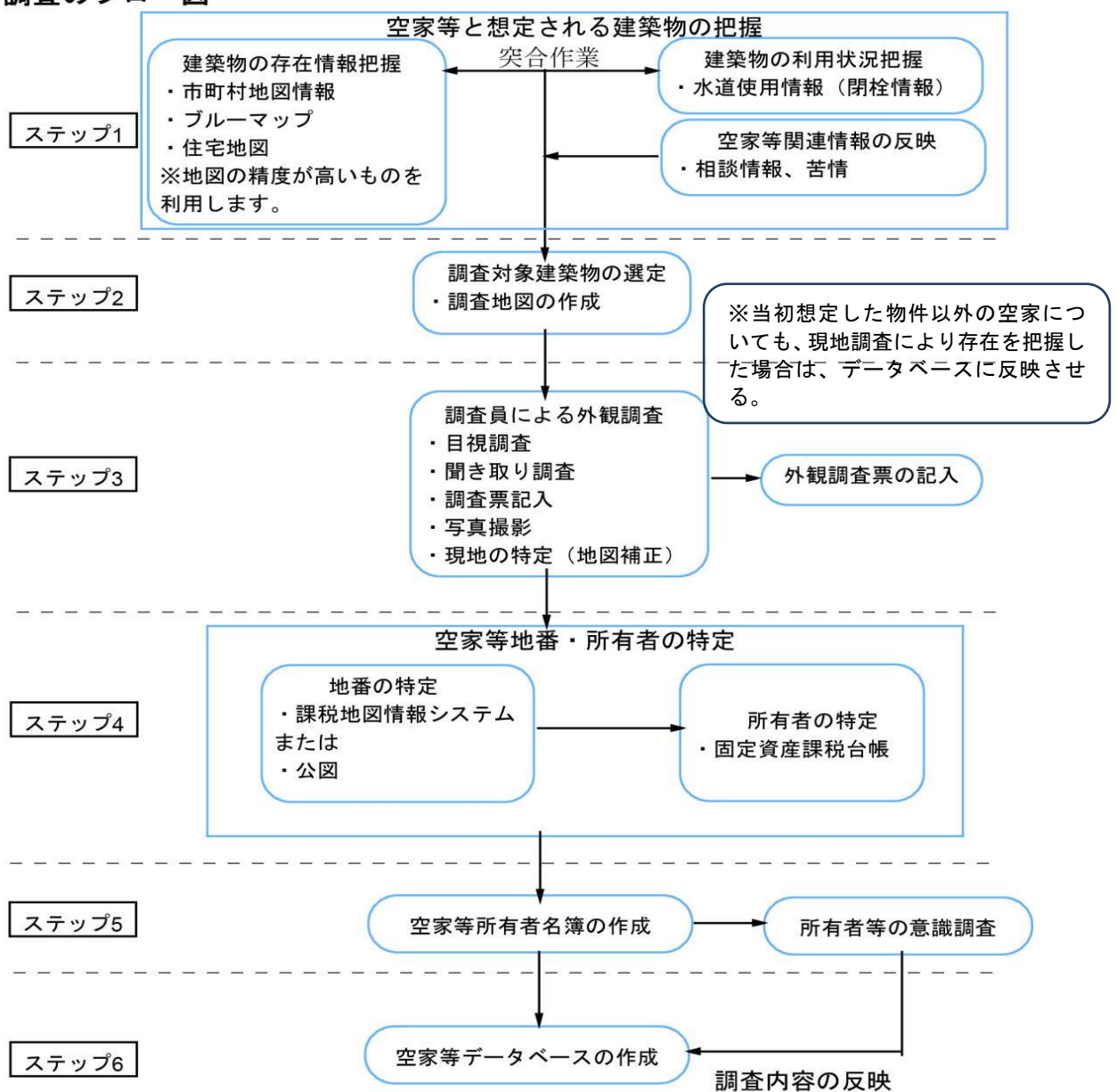
## 第2章 実態調査の実施

### 1 実態調査の手順

実態調査は、次のフロー図に示すように、ステップ1～ステップ6までの6段階の手順で進めます。

なお、ステップ1の空家等と想定される建築物の把握、ステップ4の空家等地番・所有者の特定については、本手引きが適用できない場合がありますので、各市町村の状況に応じて変更してください。

#### 調査のフロー図



## 2 実態調査における主な留意事項

実態調査では、次の事項について留意する必要があります。これらの留意事項は、今後の空家等対策を行う上で重要です。

### (1) 関係部局との連携等

空家等の問題は、防災、衛生、景観など多岐にわたる問題です。このため、実態調査を実施するに当たっては、水道部局、税務部局など関係する部局と十分な連携、調整を行う必要があります。

### (2) 空家等データベースの更新

実態調査の結果については、データベースとして記録し、管理していくことが必要です。

空家等の状況は日々変化していきますので、相談や苦情などに応じてデータベースの内容を、適宜、修正・更新・追加していくことが大切です。

### (3) 秘密の保持

実態調査の調査内容は、個人情報取り扱いとなりますので、情報漏洩が生じないように、外部調査員に対する秘密保持の義務付けや調査内容等を管理するパソコンは、ネットワークに接続しない状態（スタンドアローン）とするなど、秘密の保持に細心の注意を払ってください。

### (4) 固定資産税情報の内部利用等について

特措法の施行に伴い、市町村長は、固定資産税関係の情報を、空家等対策のために市町村内部で利用することができることとなりましたが、情報の取り扱いについては、次の3点に十分留意してください。

#### ① 内部利用が可能な情報の範囲

利用可能な情報は、空家等の所有者等の氏名、住所、電話番号など、空家等対策のために必要な限度の情報に限られています。

#### ② 内部で情報を求める際の手続

税務部局に情報を求める際には、空家等の敷地の地番などの情報を提供するなど、照会方法を事前に調整の上行うこととなっています。

#### ③ 情報が利用できる範囲及び守秘義務

空家等担当部局は、例えば、空家等についての固定資産税の納税義務者本人等が空家等の所有者であることを確認するために情報を利用すること等は可能ですが、納税義務者本人以外に情報を漏らすことは許されておりません。

### 3 実態調査のフロー

各ステップにおけるポイントは、次のとおりです。

#### **ステップ1（空家等と想定される建築物の把握）**

空家等と想定される建築物を抽出します。特措法においては、概ね1年以上使用されていない建築物を空家等としています。

抽出に当たっては、上水道の利用状況や自治会等からの情報などと併せて、空家等が記載された地図（刊行物）を利用するなど、市町村の状況に応じて、可能な限り正確に空家等の候補を抽出し、住宅地図等で突合することが実態調査を行う上で非常に重要です。

##### （1）抽出する方法

- 住民基本台帳のデータ情報
- 上水道の利用状況
- 地域住民、自治会等からの情報  
（空家相談、苦情、自治会等への調査等）
- 空家等記載地図（刊行物）

##### （2）抽出した情報（所在地）の突合

住宅地図、市町村地図情報システム、ブルーマップなどの利用が可能な地図と突合します。

特措法が「居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」に適用されることから、空家であるかどうかを見極めることが重要でありスタートになります。

まず、外観目視にて「空家である」と判断できる要因を以下に記載します。

- 電力メーターが取り外されている。
- 電力メーターが動いていない、かつガスメーターが「ガス止」と表示されている  
若しくはガスボンベ自体が外されている。
- 敷地内の雑草や樹木が伸び放題で、玄関及び建物内の到達が困難である。

次に「空家である可能性が高い」と判断できる要因を以下に記載します。

- 電力メーターが動いていない。
- ポスト等に大量の郵便物やチラシ等が溜まっている。

一方、「それに該当するだけで空家であるとは判断してはいけない」要因を以下に



記載する。

- 庭の雑草・樹木の繁茂が全体的に見られる。
- 雨戸が全閉となっている。

なお、外観目視での判断だけでは空家と特定できない場合は、近隣住民への聞き取りを行います。

聞き取りを行う際は、情報元は判明しないよう徹底することを伝え、情報提供の協力を仰ぎます。また、住民向けに調査の実施について、広報等で事前に周知しておくことも検討します。

以上のように、空家の判断を慎重に行う必要があることから、当協議会では所有者等アンケート（P 2-12）を踏まえて特定することが望ましいと考えます。

## **ステップ2（調査対象建築物の選定）**

空家等と想定される対象建築物の選定を行い、ステップ1で突合に利用した地図等に対象建築物をプロットし、調査地図の作成を行います。

## **ステップ3（調査員による現地調査）**

『4 現地調査』（P 2-7）を参照してください。

## **ステップ4（空家等地番・所有者の特定）**

現地調査等をもとに、空家等と判定されたものについて、空家等の地番、所有者の特定を行います。なお、ステップ1の抽出作業の水道情報などから地番、所有者が特定されているものについても、所有者に関しては再確認が望ましいと考えられます。

## 【空家等の特定方法（例）】

### （１）地番の特定

課税地図情報システムまたは法務局の公図

### （２）所有者等の特定

固定資産課税台帳（内部利用が可能な情報に限る）から、特定します。

なお、固定資産課税情報の利用については、P 2-4の『2 実態調査に伴う主な留意事項（４）』に基づき十分留意して行ってください。

## ステップ5-1（空家等所有者名簿の作成）

ステップ4の結果をもとに、空家等の所有者名簿を作成します。

所有者名簿は、所有者等アンケート及び空家等データベースの作成に使用します。

## ステップ5-2（所有者等アンケート）

『5 所有者等アンケート』（P 2-12）を参照してください。

## ステップ6（空家等データベースの作成）

現地調査等をもとに、空家等と判定されたものについて、空家等の地番、所有者等実態調査の結果をデータベースとして、取りまとめます。

本手引きでは、データベースの例として、調査地図、総括表（集計表）と個票を示しています。

詳細は、『6 空家等データベースの整備』（P 2-13）を参照してください。

## 4 現地調査

現地調査の内容は、次に示すとおりです。

### （１）目的

現地調査は、調査員が空家等の所在を確認するとともに、空家等情報を収集することを目的とします。

### （２）調査事項

#### ① 調査の範囲

外観調査の段階では、特措法で言う「空家等」ではないため、敷地内に立ち入ることはできません。このため、建物の外観を敷地外から目視で判断できる範囲で調査を行います。

② 現地調査票（P 2 - 1 4）への記入

調査票上に、空家等であるかの判断や空家等の老朽度などの調査結果を記入します。

調査員は、市町村職員又は外部委託を想定していますが、外部委託をする場合は、調査員による差が生じないように記入にあたっては外観調査票の記入方法等について十分な説明を行ってください。

②-1 建物の老朽度・危険度について

平成23年12月に国土交通省住宅局住環境整備室がまとめた『外観目視による住宅の不良度判定の手引き（案）』（P 2 - 2 7）に基づき判定します。

②-2 居住可能性

建物の外観の全体的な印象から判断してください。

写真①のように、修繕等を行わなくても居住可能と判断できる場合、『3. 可能』と判定してください。

写真②のように、部分的な修繕（壁の一部補修、屋根の部分補修など）で活用可能な場合は『2. 一部修繕すれば可能』と判定してください。

写真③のように、修繕を加えても活用が困難な場合は『1. 不可能』と判定してください。



写真①



写真②



写真③

②-3 塀

建物の周囲に塀がある場合は、道路閉塞等の危険性の観点から、傾きについてもチェックすることとしてください。

②-4 雑草・樹木

写真①のように敷地内の樹木が手入れされていない場合、『2. 手入れなし』と判定してください。

写真②のように敷地内の樹木が手入れされず、さらに敷地外に出ているような場合は、『1. 敷地外に出ている』と判定してください。



写真①



写真②

②-5 物品・廃棄物

写真①のように敷地内に物品・廃棄物が放置されているような場合、『1. あり』と判定してください。



写真①

## ②-6 窓・建具等開口部

不審火等の危険性や防犯等、周辺への迷惑の観点から写真①のように、侵入可能なほど大きな開口部があるような場合は、『1. 侵入可』と判定してください。



写真①

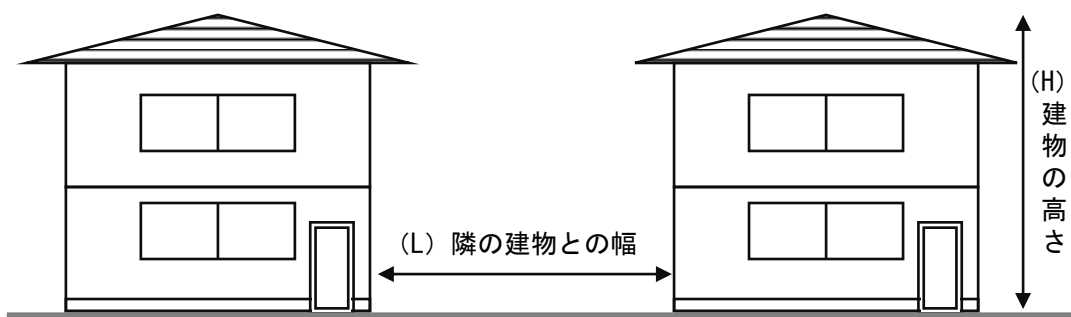
## ②-7 前面道路の幅員

目視ではなく、現地を計測することが望ましいと考えます。

## ②-8 建物が倒壊した場合

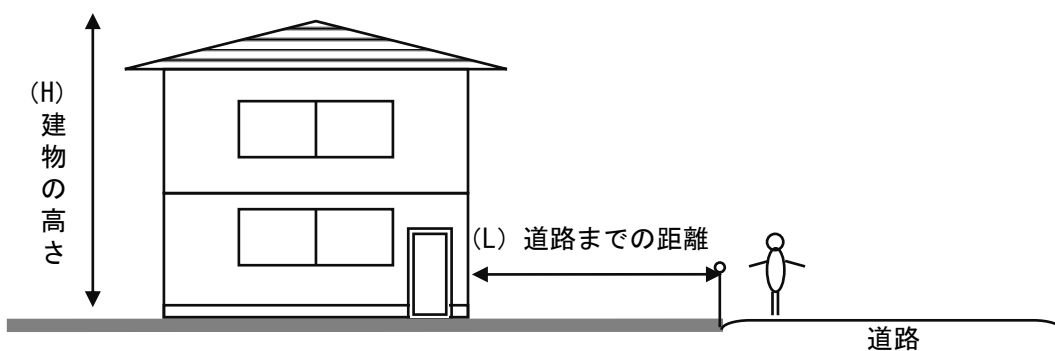
(隣接する建物)

『(L) 隣の建物との幅』と『(H) 建物の高さ』を比較し、 $L < H$  の場合：『1. 影響あり』、 $L > H$  の場合：『2. 影響なし』としてください。



(前面道路)

『(L) 道路までの距離』と『(H) 建物の高さ』を比較し、 $L < H$  の場合：『1. 影響あり』、 $L > H$  の場合：『2. 影響なし』としてください。



## ②-9 総合判定

建物等の老朽度・危険度及び周辺への迷惑状況から、4段階で総合評価を行ってください。

## ③ 外観写真

現地調査では、建築物の外観の写真を撮影し、記録を残します。

調査員が、現地において空家等と判断できない場合は、持ち帰って協議することとなりますので、写真は、各方角からの全景写真のほか、建築物外部の破損箇所等をズーム（拡大）した写真等、建築物の状況が明瞭にわかるように撮影してください。

### 参考：写真撮影の例



空家の全景写真



破損箇所のズーム（拡大）写真

## (3) 注意事項

### ① 事前の周知

調査員による現地調査に先立ち、市町村広報、回覧板、自治会長への文書連絡等の方法により、調査対象区域の住民へ十分な周知を行ってください。

### ② 調査員の身分証明

調査員は、市町村職員や市町村が委任する者が考えられます。調査員用の腕章を着用するとともに、身分証明書を携行してください。

また、現地調査は、トラブル防止の観点からばかりでなく、調査の客観性の確保の観点からも複数の調査員が望ましいと考えられます。

### ③ 居住者等への配慮

現地調査時に居住者・占有者等と思われる者が、敷地内等にいる場合には、調査、写真撮影する旨を説明し、了解を得てから調査始めてください。了解が得られない場合には、調査を中止することも検討してください。

## 5 所有者等アンケート

所有者等アンケートの内容は、次に示すとおりです。

### (1) 目的

所有者等アンケートは、使用実態の有無、空家等となった原因や所有者の意向を的確に把握することを目的とします。

アンケート調査の結果を分析することにより、より有効な空家等対策の実施が図れることとなります。

### (2) 具体的内容

#### ① 調査の対象

空家等の所有者等全てを調査対象とすることが望ましいと考えられます。

戸建て住宅の所有者等ばかりでなく、集合住宅や店舗などの所有者等の意向を調査することで、より幅広く空家等対策を検討することができます。

このため、全ての空家等の所有者等を対象とすることが望ましいのですが、調査対象戸数が多く、全数調査が困難な場合には、抽出調査とすることも考えられます。

#### ② 調査の方法

空家等の所有者に対し、『住宅（建物）の所有者アンケート調査票』等を送付、または、調査員を直接派遣して記入を依頼します。

### (3) 注意事項

#### ① 調査の名称

過去に他県で実施された所有者等意識調査においては、所有者（回答者）が、『物置等として利用しているため、空家ではない。』と回答した事例がみられます。

このため、調査タイトル等から『空家』という言葉を除くことも、円滑な調査のポイントとなります。

市町村の状況に応じて、所有者等アンケートのタイトルやアンケートの主旨は、適宜変更を行ってください。

#### ② 送付の方法

固定資産税納税通知書への同封も有効な方法と考えますが、地方税法の守秘義務に抵触することも懸念されますので、各市町村の税務部局と十分に協議を行ってください。

#### ③ 調査目的の限定

調査対象者に対しては、所有者等アンケートの結果は、空家等対策の目的のみに使用し、その他には使用しないことを、調査票に明記するなど明確な説明を行い誤解等の生じないように留意してください。

## 6 空家等データベースの整備

空家等データベースの整備の内容は、次に示すとおりです。

### (1) 目的

特措法第11条においては、『市町村は空家等に関する正確な情報を把握するためにデータベースの整備等に努めること』となっております。実態調査の調査結果のなかでも、特に周辺環境に悪影響を及ぼす『特定空家等』に関する情報を、データベース化し、市町村内部で情報を共有することは非常に重要です。

### (2) 具体的内容

データベースとしては、調査地図、総括表及び個票の3つで構成することが望ましいと考えられます。

#### ① 調査地図（P2-15）の記載事項

空家等の位置情報を地図上にプロットします。

市町村地図情報システムの形で、調査個票とのデータリンクを行えば、空家等の情報の検索や管理が、より容易なものとなります。

#### ② 総括表の記載事項

空家等の位置(所在地)、建物の概要、所有者、建物の老朽度、周辺への影響などの内容を一覧表の形でまとめます。

#### ③ 個票（P2-18）の記載事項

特定空家等の履歴（特定空家等に対して行った指導等の履歴）は、最も重要な情報ですので、必ず記載してください。

外観調査等の調査項目等は、項目を整理した定型シートの形式を定め、建築物毎に入力します。

外観写真等は全景のほか建築物の基礎等、建築物の状態を判断できるよう撮影方法を定め、写真データを個票に貼り付けることで、閲覧可能な形とします。

また、総括表とのデータリンクを行うことで、データの更新等を容易なものとするのが望ましいと考えられます。

さらに、所有者等アンケートの結果などから得られる詳細な資料をデータベースに加える形とすれば、よりきめ細かな分析や対策が可能となります。

### (3) データベースの更新の方法

データベースの更新にあたっては、空家等対策計画に定める計画期間（変更や見直しも含む）との整合を図りながら、概ね3年から5年の間隔で、実態調査を実施することが望ましいと考えられます。

なお、必ずしも3年から5年毎に、市町村全体で一斉に調査を行う方法ばかりでなく、市町村の状況に応じて、管内を数ブロックに分割し、各ブロックを順番に調査する方法も可能です。



### 第3章 調査結果のまとめ方

#### 1 現地調査

##### (1) 現地調査票

ここでは、現地調査票の参考例を示します。

実際の調査にあたっては、市町村の実情に応じて市町村の判断で調査項目を決定してください。

現地調査票				調査員氏名	
地域名		地図番号		調査日	
自治会名					
地名地番					
住居表示					
敷地面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>	階数	階
構造	1:木造 2:鉄骨造 3:鉄筋コンクリート造 4:その他			建築時期	1: 年 2:不明
都市計画		備考			
該当する項目に○を付ける。					
No	判定	調査項目	写真	選択肢	
1		調査対象物件		1:あり	2:なし(空き地等)⇒調査終了
2		調査実施状況		1:可	2:不可⇒調査終了
3		調査不可の理由		1:公道から確認不可	2:調査拒否 3:その他( )
4		建物種類		1:戸建住宅	2:併用住宅 3:長屋
				4:共同住宅	5:その他( )
5		うち		1:二次的住宅	2:賃貸用 3:売買用
建物の老朽度・危険度					
6		①基礎		イ:構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	ロ:構造耐力上主要な部分である基礎がないもの
7		②外壁		イ:外壁の構造が粗悪なもの	ロ:外壁の構造に問題なし
8		③基礎、土台、柱、はり		イ:柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	ロ:基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの
				ハ:基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	ニ:傾斜、腐朽、破損等なし
9		④外壁		イ:外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	ロ:外壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの
				ハ:剥落、腐朽、破損等なし	
10		⑤屋根		イ:屋根ぶき材料の一部に剥落又は、ずれがあり、雨もりのあるもの	ロ:屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの
				ハ:屋根が著しく変形したもの	ニ:剥落、腐朽、変形等なし
11		⑥外壁		イ:延焼のおそれのある外壁があるもの	ロ:延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの
				ハ:延焼のおそれのある外壁なし	
12		⑦屋根		イ:屋根が可燃性材料でふかかれているもの	ロ:屋根が不燃材でふかかれているもの
13		⑧雨水		イ:雨樋がないもの	ロ:雨樋あり
14		居住の可能性		1:不可能	2:一部修繕すれば可能 3:可能
15		塀		1:あり 傾きあり( )	2:なし
16		雑草・樹木		1:敷地外に出ている	2:手入れ無 3. 手入れ済み
17		物品・廃棄物		1:あり	2:なし
18		窓・建具等 開口部		1:侵入可	2:侵入不可
19		前面道路の幅員		1:4m以上	2:1.8m以上4m未満 3:1.8m未満 実測( m)
20		建物が倒壊した場合(隣接建物)		1:L<H 影響あり	2:L>H 影響なし
21		建物が倒壊した場合(前面道路)		1:L<H 影響あり	2:L>H 影響なし
22		総合判定		A:活用可	B:軽微な修繕 C:大規模修繕 D:活用困難
<備考欄>					

## 2 空家等データベースの整備

ここでは、空家等データベースの参考例を示します。

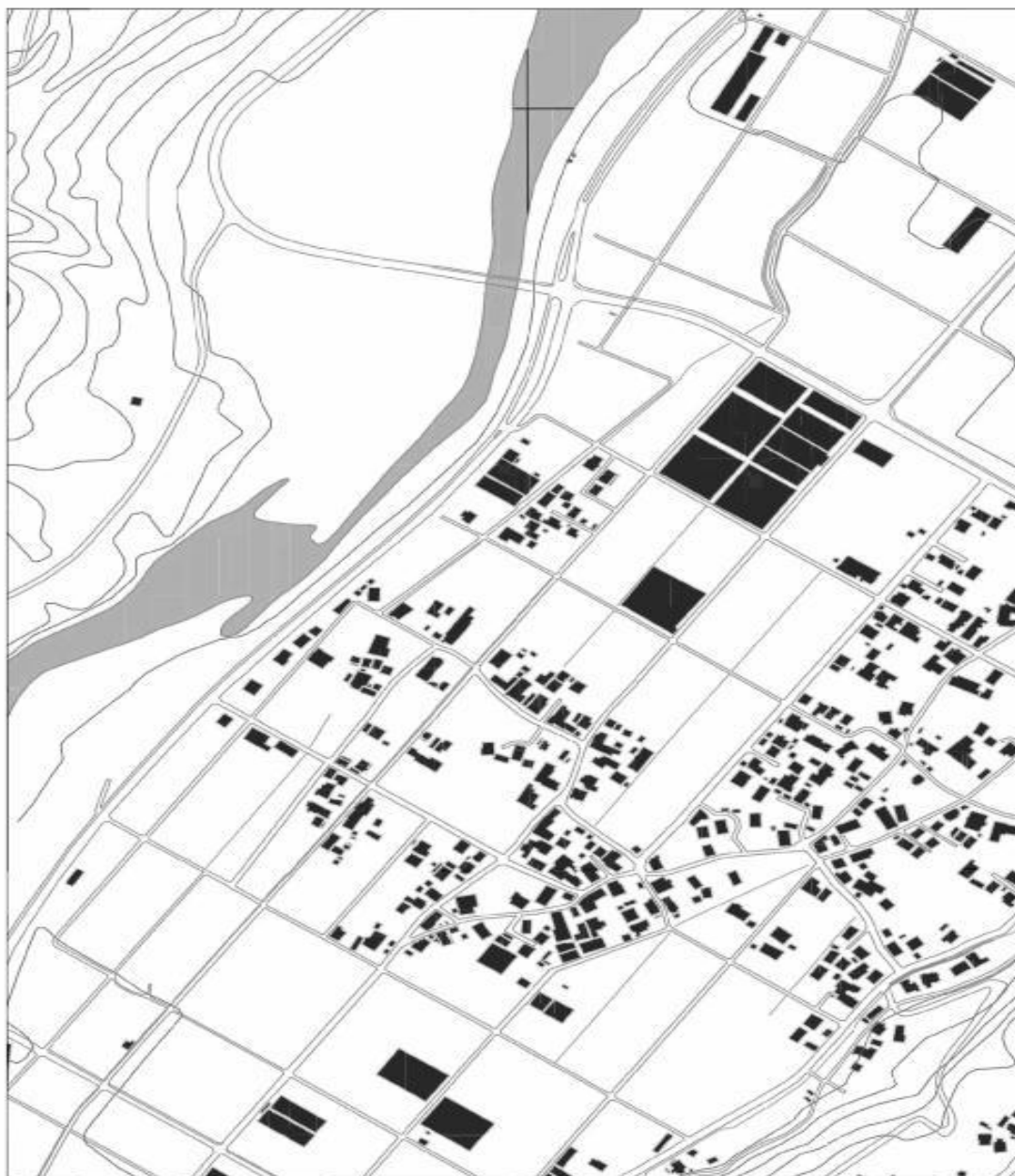
データベースは、調査地図、総括表及び個票の3要素で構成することが望ましいと思われま

それぞれ、市町村の実情に応じたデータベースの作成を行ってください。

### (1) 調査地図

空家等の位置情報を地図上にプロットするために使用します。

調 査 地 図 ( 参 考 )



(2) 総括表 (P 2 - 1 9)

地名地番、建物の種類及び構造などの基本情報から利活用履歴情報、任意の指導及び法第 1 4 条に基づく行政措置の履歴、所有者等の特定情報などをエクセル形式で一覧表にしたものです。

情報ごとに、別シートで管理することも考えられます。

次ページに想定される項目を記載していますので、市町村の実情に応じて作成を行ってください。

1. 空家基本情報（所在地や建物種類、階数、構造、建築時期等）
  - ①地名地番（住居表示）
  - ②建物種類（戸建、併用住宅、長屋、共同住宅、その他）（二次的住宅、賃貸用、売買用）
  - ③建物概要（敷地面積、延べ面積、階数、構造等）
  - ④都市計画（用途地域、無指定、準都計内、都計外）  
（市街化区域、市街化調整区域、非線引き、地区計画、景観区域、その他）
  - ⑤建築時期（付属建物がある場合は母屋を、増築等の場合は新築を記入）
2. 現地調査情報（建物の老朽度や周辺への悪影響、維持管理の実態等）
  - ①現地調査年月日
  - ②維持管理の実態（不動産業等の「売買」や「賃貸」等の表示の有無等）
  - ③建物の老朽度・危険度（住宅改良法に基づく不良度判定、居住可能性、塀等の状況）
  - ④周辺への悪影響（建物倒壊、樹木の繁茂、ごみの状況、開口部の状況、道路幅員）
  - ⑤地図、写真（データや紙で管理）
3. 所有者等特定情報（土地・建物所有者等の住所、連絡先等）
  - ①特定の進捗状況（調査の実施日と活用した情報）
  - ②土地、建物所有者等情報（所有者、管理者等）
4. 所有者等への意向調査（今後の意向内容、空家の期間、間取りや設備の確認等）
  - ①意向調査の進捗状況（調査の実施内容と実施日）
  - ②意向調査の方法と相手先（郵送・面会・電話、所有者・管理者・納税義務者等）
  - ③所有者等の意向内容（現状維持、解体、賃貸、売買、その他）
  - ④間取りや設備の有無（台所、浴室、トイレ、洗面所）
  - ⑤空家の始期と終期（空家となった時期、空家ではなくなった時期）
5. 利活用の促進（情報提供等の履歴）
  - ①利活用の状況（空家ではなくなるまでの履歴等）
6. 適切な管理の促進（助言や指導等の履歴）※特定空家等は必須
  - ①任意の助言、指導
  - ②助言又は指導（法第14条第1項）
  - ③勧告（法第14条第2項）
  - ④命令（法第14条第3項）
  - ⑤代執行（法第14条第4項）
  - ⑥特定空家等認定履歴（特定空家等と認められた日とその理由、特定空家等取消日）

(3) 個票

実態調査の結果を個別の建物にまとめるものです。

個票(参考)

基本情報	整理番号		
	所在地		
	所有者氏名		
	所有者住所		
外観調査結果 (外観調査票より入力)	調査日時		
	地図番号		
	調査員氏名		
	上下水道対象区域(内・外)		
	空家判定理由		
	空家類型		
	空家の状況	建築物の傾斜	
		基礎の状況	
		外壁の状況	
		屋根の状況	
		門・塀の状況	
	庭の状況		
	簡易判定結果		
	敷地・建築物の情報	敷地面積 ( m <sup>2</sup> )	
		建築面積 ( m <sup>2</sup> )	
		延床面積 ( m <sup>2</sup> )	
		敷地境界からの立地距離 (m)	
建築物の種類			
建て方			
住宅種別			
主たる構造			
地上階数			
敷地に接している道路幅員			
その他参考となる事項			
写真データ			
意識調査対応	送付の有無		
	回収の有無		
指導・更新履歴	第1回		
	第2回		
	第3回		
	第4回		
	第5回		